

いじめ防止基本方針（令和6年3月改定）

小松市立丸内中学校

1 いじめ問題に対する基本的な考え方（基本姿勢）

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（H25.9 いじめ防止対策推進法より、以下「法」と略）

（2）学校をあげた積極的対応

- ア 学校に校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- ウ いじめ問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を備える。

（3）平時からの基本姿勢

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、「いじめを見逃さない」という認識のもと学校組織はもとより、関係機関や地域の力を借りることを積極的に行う必要がある。

- ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。
- イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ウ 生徒一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員が気づかないところで、陰湿なじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細やかな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

（石川県いじめ防止基本方針より）

2 いじめ問題対策チーム(常設)の構成員と対策チームの役割

（1）いじめ対策委員会の設置および構成員

- ア 校長をトップといじめ対策チームを組織（常設）する。
- イ いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザーとする。
- ウ 上記イ以外に、必要に応じて関係教職員や外部人材を構成員として追加する。

（2）いじめ問題対策チームの役割

- ア いじめを見逃さない学校づくりを推進する。
- イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上に努める。
- ウ 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知を図る。
- エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- オ SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）、関係機関等と連携しいじめ問題への対応に努める。
- カ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編成と指示を行う。

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止に向けて、次の内容を意識した教育活動を実践する。

(1) 生徒指導の4つの視点を学校教育全体で推進する。

- ア 自己存在感の感受
「一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感し、認められたという自己有用感を育む工夫
- イ 共感的な人間関係の育成
支持的で創造的な学級づくり
- ウ 自己決定の場の提供
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- エ 安全・安心な風土の醸成
生徒による安心して学校生活を送れるような風土づくりの支援

(2) わかる授業づくり

- ・「丸中学びの心構え」「丸内中授業づくりの視点に沿った50分」を活用し、わかる授業づくりに努める。

(3) 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳や人権週間を活用して人権教育の推進を行い、規範意識を高め、お互いを認め合う心を培う。

(4) 生徒会から発信することで、いじめ問題を身近な問題として捉えさせる。

- ・お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送ることができる風土をつくる。
- ・生徒たちがいじめをなくす行動を取らなければいけないことを感じさせる。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見に向けて、以下の取組を年度を通して行う。

(1) Q-U調査（6月・11月）を実施する。

- ・調査結果から個々の状態を把握する。
 - 7月：個々の状態の把握と分析
 - 夏休み：学年毎にケース会議
 - 11月：1回目との比較分析

(2) 教育相談との連携により、早期発見に努める。

(3) ふれあい月間等を活用して生徒との面談を実施する。

(4) いじめに関するアンケートを年2回（6月・10月）実施と分析をする。

5 いじめに対する措置

(1) いじめ問題対策チームの対応

- ア いじめ問題発生時は、早急に個別案件対応班を編成し、対応の指示・助言を行う。
- イ 情報の収集と整理を行う。
- ウ 教育委員会や関係機関への協力要請を行う。

(2) 個別案件対応班の対応

- ア 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- イ 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ウ 役割分担に沿った対応を進める。
- エ 事態の進捗状況を、いじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- オ 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- カ 対応の結果について整理し、記録に残す。

(3) いじめへの対処

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) いじめられている生徒やその保護者への対応

ア いじめられている生徒への対応

- ・いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保する具体的対応を明示する。
- ・一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等に必ず相談するように十分に指導する。
- ・一時的な解決で終わらず、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

イ いじめられている生徒の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・生徒の学校のようなす等をこまめに家庭に連絡するとともに、家庭訪問や面談を行い、問題が解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・家庭での生徒のようすに十分注意をしてもらい、生徒の小さな変化についても学校に連絡してもらおうよう要請する。

(5) いじめている生徒やその保護者への対応

ア いじめている生徒への対応

- ・いじめられた生徒の苦痛を十分に理解させ、いじめが人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合は、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・自らの行為がいじめにあたることを十分に理解させたうえで指導に当たる。
- ・いじめた生徒の不満等も十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、見えない部分でいじめが継続していることも少なくないので、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い折に触れて必要な指導を行う。

イ いじめている生徒の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役となり、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題と捉えさせ、いじめを止めたり、誰かに伝えたりする勇気を持つよう呼びかける。
- イ はやしたてるなど同調していた生徒に対して、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ いじめが起きた集団全体に、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(7) インターネットを通じて行われているいじめへの対応

- ア 情報モラル教育を推進する。
- イ 「ネットいじめ」について、教職員が十分に理解する。

(8) 小松市教育委員会等への報告

- ア いじめ問題が発生した場合は、その大小にかかわらず、小松市教育委員会が定める手順に従い、すみやかに小松市教育委員会に報告する。
- イ いじめ問題が発生した場合は、必要に応じて警察や外部関係機関に報告し、連携を図る。

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。また、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体について判断する。

(3) 重大事態の調査

- ア 学校が調査主体の場合
 - ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- イ 市教育委員会が調査主体の場合
 - ・市教育委員会の下に、速やかに公平・中立な再調査を行う組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・学校は市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

イ 調査結果の報告

- ・学校に係る調査結果については、市長に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

7 年間計画（未然防止・早期発見・早期対応のために）

| 月 | ●いじめ問題対策チーム ○生徒会 | その他 |
|-----|--|---------------------------------------|
| 4月 | ●いじめ問題対応の確認 ○いじめをなくす取組 | 職員会議（いじめ防止基本方針の確認） |
| 5月 | | 1年生・生徒対象学習会（いじめ対応アドバイザー） |
| 6月 | ●いじめアンケート（1回目） ●ふれあい週間 ●Q-Uアンケート（1回目） ○人権月間の取組① （生徒会・各委員会・各学年） | |
| 7月 | ○縦割り活動（運動会に向けて） | |
| 8月 | ●ケース会議（Q-U分析） ●1学期の取組の検証 ●家庭訪問 | 職員会議（1学期の取組の検証） 校内研修会（いじめ対応アドバイザー） |
| 9月 | ○縦割り活動（運動会に向けて） | |
| 10月 | ○縦割り活動（運動会・文化祭） | |
| 11月 | ●いじめアンケート（2回目） ●ふれあい週間 ●Q-Uアンケート（2回目） | |
| 12月 | ●Q-U分析調査 ●2学期取組の検証 ○人権月間の取組② （生徒会・各委員会・各学年） | 職員会議（2学期の取組の検証） |
| 1月 | | 校内研修会（いじめ対応アドバイザー） |
| 2月 | | |
| 3月 | ●いじめ問題対応について年間の検証 | 職員会議（年間の取組の検証） |